

地方財政の充実を求める意見書

急速な円高と長引くデフレにより、地域経済の冷え込みが顕著となっており、我が国の経済にとって地域経済の活性化と雇用対策が急務であるが、それらに伴って地方財政を充実させることは、住民に必要な行政サービスを維持するために必要不可欠である。

しかしながら、地方財政や地方税制を始めとする地方自治に影響を及ぼす国の政策について国と地方で協議することを定めた法案を含むいわゆる「地域主権改革関連3法案」は、継続審議となり、その成立の目途は立っていない。

一方で、一括交付金化による補助金総額の削減が言及されるなど一括交付金の在り方がいまだ不明確であり、さらには、今年度において地方への負担が盛り込まれた子ども手当について現行額から上積みすることとしたものの、その上積み分について来年度予算編成の概算要求で厚生労働省は金額を示さないなど、来年度の予算編成に当たっては、更なる地方への負担の増大が懸念されている。

よって、国におかれては、住民に基本的な行政サービスを提供できるように地方財政を充実させるため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地方公共団体が、地域の実情に応じたきめ細かな事業の実施や雇用の創出に活用できる交付金を早急に創設し、支給すること。
- 2 地方公共団体における一般財源の充実・強化を図るため、地方交付税の法定率の見直しなどに取り組むこと。
- 3 補助金制度については、社会保障、義務教育など住民への基本的な行政サービスが著しく低下することのないよう財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月6日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

あて

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣